

★保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（規則第一号）（医務課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修について必要な規定の整備を行うとともに、研修を修了したことを証する登録証の様式等を定めた。

二 施行期日

平成二十一年一月十三日